

## 宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環地域事発第2403011号）第29条第1項に規定する間接補助金を宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金（以下「助成金」という。）として交付することについて、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表第1に掲げる設備（以下「対象設備」という。）の導入又は更新（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）にあっては新築住宅への導入に限り、高効率照明機器、高効率空調機器、高効率給湯器及びコージェネレーションシステムにあっては更新に限る。）であって次の要件に該当するものとする。

(1) 助成金の対象となる者が居住する市内の住宅、事業を営む市内の事業所又は市内で販売する新築戸建建売住宅で実施する事業であること。

(2) 対象設備の導入又は更新のための契約日（次条第1号ウに掲げる事業者が自ら施工を行う事業にあっては、その工事の着工日）が令和6年4月19日以後にあり、対象設備の導入又は更新を完了した日が令和7年2月14日までにあること。

(3) 次のいずれにも該当しない事業であること。

ア 事業所における助成対象事業においては、居住用途（共用部など助成対象となる区分が明確にできない場合を含む。）に該当する部分の設備導入

イ 中古設備の導入

ウ リース契約による設備導入

エ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する設備導入

2 前項の着工日は、ZEHに係る断熱工事又は別表第2に掲げるZEHを構成する設備のいずれかの導入に着手する日をいう。

3 次条第1号ウに掲げる者が行う事業は、ZEHの導入に限る。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者に該当すること。

ア 本市に住民登録を有する個人又は市内に事業所を有する事業者

イ 市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築又は購入する者

ウ 市内におけるZEHの新築戸建建売住宅の販売者となる事業者

(2) 税を滞納していないこと。

(3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(4) 各対象設備に係る助成対象事業に関し、同一の建物について同一の対象設備に係る助成金を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる費用で助成対象事業の遂行に必要なものと明確に特定でき、かつ、第6条第1項第3号又は同条第2項第3号及び第4号に掲げる書類によって金額が確認できるもの(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- (1) 設備費
- (2) 附帯工事費
- (3) 雑役務費

2 前項の規定にかかわらず、この要綱により交付する助成金以外に県費、市費等を財源とする助成金等がある場合は、当該助成金等による収入の額を助成対象経費から控除するものとする。

(助成金の金額)

第5条 助成金の金額は、次の各号に掲げる助成対象設備の種類に応じ、当該各号に定めるところにより求められる額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電設備(自家消費型) 最大出力(kW表示の小数点以下切捨てとする。)に7万円を乗じた額(千円未満切捨て)
- (2) 事業用太陽光発電設備(自家消費型) 最大出力(kW表示の小数点以下切捨てとし、20kWを超える場合は20kWとする。)に5万円を乗じた額(千円未満切捨て)
- (3) 住宅用蓄電池設備 助成対象経費の1/3(千円未満切捨て)の額。ただし、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。
- (4) 事業用蓄電池設備 助成対象経費の1/3(千円未満切捨て)と100万円を比較して少ない方の額。ただし、19.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。
- (5) ZEH 55万円
- (6) 高効率照明機器 助成対象経費の1/2(千円未満切捨て)と100万円を比較して少ない方の額
- (7) 高効率空調機器 助成対象経費の1/2(千円未満切捨て)と100万円を比較して少ない方の額
- (8) 高効率給湯器 助成対象経費の1/2(千円未満切捨て)と15万円を比較して少ない方の額
- (9) コージェネレーションシステム 助成対象経費の1/2(千円未満切捨て)と30万円を比較して少ない方の額

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の導入完了前に助成金の交付を受けようとする場合、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 実施計画書設備個票(様式第3号の1から第3号の7まで)
- (3) 助成対象経費に係る見積書の写し

- (4) 導入設備の仕様及び設置場所が分かる資料（カタログ、配置図、位置図、写真等）
- (5) 太陽光発電設備導入に係る誓約書（様式第4号）（太陽光発電設備導入に限る。）
- (6) 蓄電池設備導入にかかる誓約書（様式第5号）（蓄電池設備導入に限る。）
- (7) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど写真付本人確認書類（個人に限る。）
- (8) 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）（法人に限る。）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、対象設備の導入完了後に助成金の交付を受けようとする場合、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果書（様式第7号）
- (2) 実施結果書設備個票（様式第8号の1から第8号の7まで）
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書（請求書、振込明細書、代金領収に関する証明書等）の写し（支払い明細が分かること）
- (5) 設備の仕様（更新の場合は新旧）及び設置場所が分かる資料（カタログ、配置図、位置図、写真等）
- (6) 竣工検査報告書の写し
- (7) 太陽光発電設備導入に係る誓約書（様式第4号）（太陽光発電設備導入に限る。）
- (8) 蓄電池設備に係る誓約書（様式第5号）（蓄電池設備導入に限る。）
- (9) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど写真付本人確認書類（個人に限る。）
- (10) 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）（法人に限る。）
- (11) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、令和7年1月31日までに行わなければならない。

4 市長は、交付申請を先着順で受け付け、助成金の総額が予算の上限に達したときは、交付申請の受付を終了する。なお、予算の上限を超える交付申請があった場合は、上限を超えた日における申請の中で抽選により補助対象者となる優先順位を決定するものとする。

5 市長は、前項の規定により受付を終了した場合において、必要があると認めるときは、申請書が市に到達した順に補欠受付を行うことができる。

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、交付申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付決定通知書（様式第9号）又は宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金不交付決定通知書（様式第10号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象設備について、

管理するための台帳を備え、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。この場合において、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。次号において同じ。）が経過するまでの間は、当該管理するための台帳その他関係書類（電磁的記録により保管することができる場合は、当該電磁的記録）を保存しなければならない。

(2) 交付決定者は、処分制限期間が経過するまで、対象設備（不動産、不動産の従物並びに取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品その他の重要な財産に限る。）を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(3) 交付決定者は、前号ただし書の市長の承認を受ける場合は、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金財産処分届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(4) 市長は、対象事業の完了によって交付決定者に相当の収益が生ずると認められる場合には、助成金の交付の目的に反しない場合に限り、対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、助成金の全部又は一部に相当する金額を交付決定者に納付させることができる。

(5) 交付決定者は、助成金について経理を明らかにする帳簿を作成し、対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。この場合において、当該帳簿が電磁的記録により保管することができる場合は、電磁的記録によることができる。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に定めるもののほかに条件を付すことができる。

（交付決定内容変更の届出）

第9条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた後に、助成対象事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、速やかに宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付決定変更申請書（様式第12号）に変更内容に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成金の金額に変更を及ぼさない軽微な変更又は助成対象事業の目的若しくは実施方法に及ぼす影響が軽微であると認められる変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付決定変更通知書（様式第13号）により、変更後の決定内容を当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付の辞退）

第10条 交付決定者は、助成金の交付を辞退する場合、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付辞退届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 交付決定者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（現地調査）

第12条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 交付決定者（第6条第1項の規定による交付申請を行った者に限る。）は、対象設備の導入が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果書（様式第7号）
- (2) 実施結果書設備個票（様式第8号の1から第8号の7まで）
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書（請求書、振込明細書、代金領収に関する証明書等）の写し（支払い明細が分かること）
- (5) 導入した対象設備の写真
- (6) 竣工検査報告の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び第12条の規定による現地調査により、その報告に係る交付申請及び交付決定の内容に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の金額を確定し、当該交付決定者に宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金額確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 交付決定者（第6条第1項の規定による交付申請を行った者に限る。）は、前条第2項の規定による通知があった場合は、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付請求書（様式第16号。以下「交付請求書」という。）を速やかに提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 交付決定者（第6条第2項の規定による交付申請を行った者に限る。）は、第7条の規定による交付決定の通知があった場合、交付請求書を速やかに提出し、助成金の交付を請求するものとする。

3 前2項の請求は、令和7年2月28日までに行わなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) この要綱又は宝塚市補助金等の取扱いに関する規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付決定取消通知書（様式第17号）により、交付決定者に通知する。

（助成金の返還）

第16条 交付決定者は、前条の規定により助成金の交付の決定が取り消された場合において、既に助成金が交付されているときは、市長が定める期限までに助成金を返還しなければならない。

（協力）

第17条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象設備の再生可能エネルギー生産量や

エネルギー使用量の提供、市が行う地球温暖化対策の啓発その他の協力を求めることができる。

(様式)

第18条 この要綱に規定する様式第1号から様式第17号までの様式は、別に市長が定める。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年1月31日までに申請のあった助成金の交付に係る規定の適用については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 2 条関係)

対象設備	要件
太陽光発電設備 (自家消費型)	<p>ア 助成対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。) に基づく固定価格買取制度 (FIT) の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないものであること。</p> <p>エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」 (資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p> <p>オ 次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合 (業務用: 50%、家庭用: 30%) 以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
蓄電池	<p>ア 宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金で導入する太陽光設備の付帯設備であること。</p> <p>イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 住宅用は、蓄電容量が 4,800Ah・セル相当の kWh 未満で、15.5 万円 / kWh (工事費込み・税抜き) の価格以下の蓄電システムであること。また、事業者用は、蓄電容量が 4,800Ah・セル相当の kWh 以上で、19.0 万円 / kWh (工事費込み・税抜き) の価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>オ 蓄電池パッケージ</p> <p>(a) 蓄電池部 (初期実効容量蓄電池部 (初期実効容量 1.0 kWh 以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの</p>

であることであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

#### カ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

##### (a) 初期実効容量

製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

##### (b) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

##### (c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(W h)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この場合における出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にするこ



と。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

① 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

② アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ 蓄電池部安全基準

(a) J I S C 8 7 1 5 - 2の規格を満足すること。

ク 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(b) J I S C 4 4 1 2の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJ I S C 4 4 1 2適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくはJ I S C 4 4 1 2 - 2※の規格も可とする。

※「J I S C 4 4 1 2 - 2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

ケ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

	<p>コ 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
Z E H	<p>ア 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅をいう。)の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。</p> <p>イ 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること(ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZ E Hの要件を満たすこと。)(事業実施主体が新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。)</p> <p>ウ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Z E H)化等支援事業)」の例を参考にすること。</p> <p>エ Z E Hのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>オ Z E Hロードマップにおける『Z E H』の定義(次の(a)から(d)までを全て満たすこと。)を満たしていること。</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の地域区分毎に定められた強化外皮基準(U A値)が0.60以上であること。</p> <p>(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)</p>

	<p>(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>カ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。</p>
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDに限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない）。
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%の省CO <sub>2</sub> 効果が得られるもの
高効率給湯器	<p>ア CO<sub>2</sub>を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器で、JIS（日本工業規格）C9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。</p> <p>イ アに定める設備又は次項アに定めるコージェネレーションシステムからの更新でないこと。</p>
コージェネレーションシステム	<p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。</p> <p>イ アに定める設備又は前項アに定める高効率給湯器からの更新でないこと。</p>

別表第2（第2条関係）

ZEHを構成する設備	要件
空調設備	主たる居室には、エネルギー消費性能計算プログラム（Webプログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備
給湯設備	<p>次のアからカまでのいずれかのうち、エネルギー消費量計算プログラム（Webプログラム）において計算できる設備</p> <p>ア 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）</p> <p>イ ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ）</p> <p>ウ 石油潜熱回収型給湯機（エコフィール）</p> <p>エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）</p> <p>オ 太陽熱利用システム</p> <p>カ 燃料電池（エネファーム）</p>
省エネルギー設備	<p>次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 換気設備（24時間換気に係るもの）</p> <p>イ LED照明設備</p> <p>ウ 蛍光灯照明設備</p>
再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備

エネルギー計測装置	<p>次のアからウまでのいずれも満たすこと。</p> <p>ア 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。</p> <p>イ 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。</p> <p>ウ 計測されたデータの表示ができること。</p>
-----------	--